

「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」（仮称）

【素案】第4章（見え消し版）

第4章 計画の内容	1
I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備	1
1 若者のライフデザイン構築支援	1
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備	3
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進	5
II 乳幼児期における教育・保育の充実	8
1 社会全体で子育てをする気運の醸成	8
2 乳幼児期の 保育 、 幼児期 の教育・保育の充実等	8
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	15
III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実	18
1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上	18
2 子ども・若者の自己形成への支援	28
3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	29
4 子ども・若者の 放課後 の居場所づくり	31
5 地域・世代間交流の促進等	33
IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援	38
1 社会的養育体制の充実	38
2 子ども虐待防止対策の充実	40
3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実	42
4 ひとり親家庭等の自立支援	48
5 子どもの貧困対策の推進	49
V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進	58
1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）	58
2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保	59
3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制	60
4 安全・安心な子育て環境の整備	61
VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映	67
1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映	67
幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	69

第4章 計画の内容

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と連携し、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう、安心して子育てできるような環境づくりを目指します。

1 若者のライフデザイン構築支援

〈施策の方向〉

次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、主体的にライフイベントに係る選択を行うことができるよう、~~長期的な視野に立って~~情報提供や意識の喚起に取り組むとともに、~~みます。また、~~若い世代が安心して、~~結婚、~~妊娠・出産できるよう、~~妊孕性等のをはじめ妊娠・出産などについて~~正しい知識の普及啓発に努めます。~~るとともに、また、~~将来に明るい見通しを持てる~~経済的基盤の確保に向けた就職支援等~~を行います。

〈重点施策〉

(1) 次代の親の育成

次代の親を育てるとの認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野で連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の結婚への関心の後押し

若者が、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、~~少子化の要因とされる未婚化、晩婚化、晩産化の現状や、妊孕性と年齢の関係を認識してもらおうとともに、~~結婚等について考えるきっかけとなる情報や機会の提供、~~子育て体験プログラムの実施等~~により、結婚等に対する前向きな意識醸成を図ります。

(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産などについての正しい知識を身に付けて~~もらえるよう、~~プレコンセプションケア（男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと）を促すよう、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(4) 若者の就職支援

~~経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、合同企業説明会や就職面接会の開催、キャリアカウンセラーによる個別相談など一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。~~

さらに、若者の就職を支援するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施するとともに、希望する就職ができていない若者が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。

~~若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。~~

~~また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。~~

①キャリア教育の推進

~~子どもたちの学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力の育成に向け、体験を通して社会や職業について理解するとともに、将来の生き方を考え、働くことの意義を見いだす必要があることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、指導内容、指導方法等の工夫を図りながら、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育¹を推進します。~~

~~また、優れた技術や製品を持つ県内ものづくり関連企業等が一堂に集まる技術展示商談会「おかやまテクノロジー展」に県内の大学生、高校生等を招待し、若者が優れた技術を持つ企業を知る機会の創出を図ります。~~

②職業教育の推進

~~仕事に就くためには、それぞれに必要な専門的な知識・技能を身に付ける必要があることから、県立高等学校で、産業界と連携してインターンシップ²等を推進したり、企業や大学、地域の人材等を活用しながら最先端の技術や知識を学習する機会を提供するなど、実践的な職業教育の充実を図ります。~~

~~さらに、企業など産業人材の確保・育成に携わる関係機関で構成する「岡山県産業人材育成コンソーシアム」において、産業・教育・訓練などの現場が抱える課題の解決に向け、小・中学生のものづくり体験の充実や工業系高校教員の企業での研修等に取り組みます。~~

③新規学卒者の就職支援

~~経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、高校新規学卒者については、企業等と連携しながら、合同企業説明会や、県立高校生就職アドバイザーの配置による求人開拓や就職指導などの進路指導の充実に努めます。~~

~~また、労働局、県、教育委員会、経済団体、大学・学校等で構成する「おかやま新卒者等人材確保推進本部」において、関係機関と連携しながら、就職面接会の開催や~~

¹ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育

² インターンシップ：学生が興味のある企業などを訪問し、実際に働いたりする職業体験のこと。社内の雰囲気や実際の業務内容を知ることができるため、入社後のミスマッチを防ぐこともできる。実施期間等、特定の要件がある。

~~キャリアカウンセラーによる個別相談などを行うことにより、一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。~~

~~④職業能力の開発~~

~~職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施します。また、若者のキャリア形成に資するため、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてジョブ・カード³の積極的な活用を促進します。~~

~~⑤若者の職場定着等に向けた支援~~

~~労働局やハローワーク、大学など関係機関と連携しながら、求人情報や就職支援情報の提供、合同就職面接会等の開催などに加え、企業等にインターンシップ等の受入等の働きかけを行い、若者が将来の仕事の選択に向けて、十分に情報収集や職場体験ができる機会を提供します。~~

~~また、若者の職場定着に向けて、卒業生の就職先である事業所を訪問し、新入社員を支援する取組を進めます。~~

~~さらに、希望する就職ができていない若者が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。~~

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

〈施策の方向〉

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、令和5(2023)年度の結婚・出産・子育てに関する県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては3割を超える人が「結婚できそうにない」としています。理由として「結婚したいと思う相手と出会いそうにない」が最も多く、仕事等との両立についての不安も挙げられており、希望の実現に向けた出会い・結婚支援を重点的に進める必要があります。

そのため、~~本県が平成27年度に設置した結婚支援の拠点である「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、市町村や企業等様々なをはじめとする多様な主体とも連携しながら、結婚を希望する人方~~に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、若い世代の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。~~県全体で若者の結婚を支援します。~~

また、県をはじめとする様々な主体が行う結婚支援の取組やサービスについて、社会全体に情報発信することにより、結婚を応援する気運醸成を図るとともに、将来の結婚への不安の解消に努めます。

³~~ジョブ・カード：職務経歴や学習歴、職業訓練の経験、免許・資格などを取りまとめ、職業能力・意識を整理できるキャリア形成支援ツール。職業能力形成機会が乏しいため非正規雇用となっている者の正規雇用へのステップアップを図ることを目的として導入された。~~

〈重点施策〉

(1) 多様な出会いの機会の提供

会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット⁴」を活用し、市町村や企業等との連携の下、1対1の出会いや婚活イベントにより~~の機会の提供や1度に多くの方に直接出会える婚活交流会の周知により~~、結婚に結びつく多様な出会いの機会を提供します。併せて、「おかやま縁むすびネット」の~~利便性の向上とさらなる認知度向上を図り、会員の安定的な確保によりさらなる登録数の増加による~~マッチング機会の増加に努めます。

また、市町村が実施する地域資源等を活用した出会いイベント等を支援することにより、多様な出会いの機会を提供します。

(2) 結婚をサポートする体制の充実

①結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保・育成

「おかやま縁むすびネット」で成立したお引合せの場に立ち会う~~など会員を手厚くサポートする結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手を確保・育成を進めます。することで、会員を手厚くサポートします。~~

②結婚相談の実施

結婚を希望する~~人者~~を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、~~本人結婚を希望する方~~や家族からの相談に対応します。

③民間企業等との連携強化

出会いのための交流会等を企画、実施する民間企業や団体等を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。

④市町村との連携強化

市町村や県が実施する結婚支援事業について、情報の共有~~やを図るとともに~~優良事例の横展開を図ります。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」に結婚支援コンシェルジュを配置し、~~市町村等の取組を支援するほか、~~「おかやま縁むすびネット」を活用して情報発信を行います。

(3) 社会全体で出会い、結婚を応援する気運の醸成

個人の自由な選択を尊重しつつ、ウェブサイトやメディアなどの各種広報媒体を通じて出会い・結婚に関する情報を積極的に発信するほか、~~新婚夫婦や結婚したいカップルや新婚夫婦に協賛店独自のサービスを提供する「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大運用や、同世代の若者の交流促進を推進すること~~などにより、~~結婚の希望を後押しし若い世代を応援するとともに、~~結婚を前向きに捉える社会全体の気運を醸成します。

また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。

⁴ おかやま縁むすびネット：結婚を希望する~~人者~~に出会いの機会を提供するため、2017(平成29)年度に県が導入した会員制の結婚支援システム。登録会員の中から自分で会いたい相手を選んで申し込み、ボランティア「結びすと」がお引合せをフォローする「マッチングシステム」と、県や「出会いサポーター」として登録した民間企業等が実施する婚活交流会等の情報をメールにて配信し、参加希望者からの申し込み受付や、抽選等を行う「イベントシステム」がある。

(4) 結婚生活の応援

結婚を希望する人や新婚世帯が結婚生活に前向きなイメージを持てるよう、「おかやま結婚応援パスポート」を通じた協賛店のサービス提供や、結婚生活等に関する支援情報の発信により、地域社会全体で結婚を応援していることを実感できる環境づくりを進めます。

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

〈施策の方向〉

子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

~~本県では、~~充実した本県の医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、~~県と市町村とが~~連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、「こども家庭センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や~~子育てへの育児不安感~~の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

〈重点施策〉

(1) 満足度の高い妊娠・出産・~~子育て育児~~への支援

~~妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人との関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組むことができ、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかった」という実感が持てるような支援を目指します。~~

①妊娠・出産の希望をかなえるための支援

こども家庭センターなどでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。~~また、こども家庭センターなどで相談に応じられる人材の育成にも努めます。~~

②希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり

保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談~~対応~~を行ううとともに、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアを広く周知します。~~を行います。~~

特に、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図る産後ケアについては、希望する全ての産婦が利用できるよう、実施主体である市町村と連携しながら、広域調整などニーズを踏まえた体制整備を推進します。

また、~~親としての力が発揮できるよう、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアの周知を行ううとともに、~~母親の産後の心身の変化について、本人をはじめ、家族や社会~~県民~~の理解が深まるよう、地域のボランティアとともに広く啓発などを行うことによりなど、産後うつなどの予防や、~~心身に不調を感じている妊産婦への、~~早期支援をにつなげます。~~行ううとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供を~~

~~目指します。~~

③不妊に関する支援

「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受ける体制の充実を図ります。

④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援

妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。

(2) 妊産婦の健康や親子を見守り ~~育むはぐくむ~~ 支援

~~周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな環境づくりを目指します。~~

①妊娠・出産・子育て育児に配慮した環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら ~~子育て育児~~ ができる環境づくり

地域の ~~子育て育児~~ に関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村のこども家庭センターに関する情報提供を行い、妊娠・出産・ ~~子育て育児~~ への悩みを一人で抱え込まない環境づくりに努めます。

(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

~~親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。~~

~~また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて学べる環境づくりを進めます。~~

①子どもの健やかな育ちを守るための支援

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また、健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どもすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。併せて、乳幼児期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化や母子保健情報のデジタル化について、市町村と連携を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。

②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。

③子どもの心と体が成長できる機会の提供

親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親や、孤立しがちな親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。

④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供

県・市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催やしたり、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
20～34歳婚姻率	3.7 (R5) 36.17 (H30)	3.94 38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.130.1歳(夫) (R5H30) 29.028.7歳(妻) (R5H30)	現在より低下	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合	55.6% (R5) 52.4% (H30)	73% 70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	521組 (R6.3) 93組 (H31.3)	1,100組 500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	86.7% (R5) 81.3% (H30)	90.5% 85%	健康推進課
出生数	11,575人 (R5)	12,260人	子ども未来課
県内大学新卒者の県内就職率	42.9% (R2～R5の平均) 43.9% (H29～R2の平均)	47.5% 48.0%	労働雇用政策課
大学卒業者の3年以内離職率	34.9% (R元)	33.0%	労働雇用政策課

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

〈施策の方向〉

子どもは社会が育てるとの理念の下、地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりを進めます。~~また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体と連携し、地域での青少年健全育成活動を推進し、社会全体で子育てを支援します。~~

〈重点施策〉

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

①子育てにやさしい地域社会づくり

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」（おかやま子育て応援パスポート）の利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「子育て応援BOOK」の作成・配布や講座開催等による父親や祖父母の育児参加促進や、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもや子育てにやさしい優しい社会の実現に向けた県民運動の展開などを通じ、社会全体で子育てを温かく応援する気運を高め、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

②子どもの人権に関する啓発活動の推進

~~また、~~子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン⁵に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

③連携の強化

~~さらに、~~学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

2 乳幼児期の保育、~~幼児期の~~教育・保育の充実等

〈施策の方向〉

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の教育・保育等の総合

⁵ ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

的な提供、~~保育等の確保、教育・保育等の~~質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

~~県民の~~多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

〈重点施策〉

(1) 子ども・子育て支援制度⁶の推進等

制度の推進に当たっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、~~制度や施設経営~~に関する情報提供に努めるとともに、~~幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国やと~~市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

(3) 待機児童解消に向けた取組の推進

~~市町村が行う認定こども園や保育所の施設整備への支援及び~~保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い3歳未満児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋がります。

また、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、~~保育所等利用~~待機児童の解消に向けた取組を推進します。

(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善と資質向上

~~保育士の処遇改善を進めるとともに、~~「県保育士・保育所支援センター」を中心とした現任保育士への相談対応核として、潜在保育士の復職に向けた伴走支援や掘り起こしや就業支援のほか、若手保育士の交流会の開催など、市町村や保育士養成施設と連携し、保育人材の確保・定着に向けたきめ細やかな取組を進めるとともに、~~現在働いている保育士の離職防止を推進し、保育士の確保に取り組みます。また、~~保育士等の資質や専門性の向上を図るため、~~保育所施設~~の職員に対する研修を実施します。

また、環境改善セミナーの実施やサポート人材の配置、保育業務のICT化推進に向けた取組などにより、職場環境の改善と業務負担の軽減を図ります。~~さらに、保育士や子育て支援員など子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性を育み、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等~~

⁶ 子ども・子育て支援制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、平成27年4月からスタートした制度。

にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

○特定教育・保育⁷、特定地域型保育⁸及び特定乳児等通園支援⁹を行う者の必要見込数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人
保育士	7,056人	8,866人	6,679人	6,479人	6,263人
幼稚園教諭 ^(※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

(5) 就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等を図ることにより、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力等（非認知能力）の涵養を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されました。この改訂において、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されたことで、乳幼児期における教育及び保育の内容の一層の整合性が求められるようになりました。併せて、子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの育ちと学びの連続性を重視した小学校教育との円滑な接続を目指すこととされています。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育、保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組への支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

また、保護者に対し、幼児教育の情報提供を図り、幼児期の育ちや子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

① 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育

⁷特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設が行う当該確認に係る教育・保育。（認定こども園、幼稚園、保育所）

⁸特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う当該確認に係る地域型保育事業。（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

⁹特定乳児等通園支援：市町村長が乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う当該確認に係る乳児等通園支援。（こども誰でも通園制度）

の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設 ¹⁰ （認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所 ¹¹ （事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）

¹⁰ 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

※—施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

¹¹ 特定地域型保育事業所：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が当該確認に係る地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の事業を行う事業所。

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(単位:人)

①量の見込み	必要利用定員総数	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳																
		10,976	27,879	3,706	16,483	10,537	27,136	3,620	16,363	10,004	26,288	3,549	16,310	9,520	25,587	3,485	16,180	9,158	25,215	3,414	16,084				
②確保方策	特定教育・保育施設	18,685	30,322	4,001	15,047	18,574	30,251	3,992	15,007	18,379	30,185	4,002	14,999	18,111	30,122	3,962	15,123	17,917	30,040	3,926	15,173				
	特定教育・保育施設以外の幼稚園	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0	724	0	0	0				
	特定地域型保育事業	0	0	517	1,395	0	0	523	1,433	0	0	523	1,466	0	0	523	1,466	0	0	523	1,518				
	企業主導型保育事業	0	734	389	912	0	734	389	911	0	734	389	908	0	734	389	908	0	734	389	908				
	上記以外の保育の受け皿※	0	718	86	474	0	715	88	472	0	721	88	466	0	721	88	466	0	721	88	466				
	計	19,409	31,774	4,993	17,828	19,298	31,700	4,992	17,823	19,103	31,640	5,002	17,839	18,835	31,577	4,962	17,963	18,641	31,495	4,926	18,065				
	②-①	8,433	3,895	1,287	1,345	8,761	4,564	1,372	1,460	9,099	5,352	1,453	1,529	9,315	5,990	1,477	1,783	9,483	6,280	1,512	1,981				

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)及び地方単独保育施策の計。

(注)市町村において精査中のため後日数値を修正する場合があります。

【~~県区域~~】

※~~県区域ごとの量の見込みと確保方策は p.71-p.77 に記載~~

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の提供体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (R6.4.1現在)	目標設置数				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	施設	施設	施設	施設	施設	施設
県計 (27区域)	200	213	222	226	230	231

(注)市町村において精査中のため後日数値を修正する場合があります。

区域名	設置済み数 (H31.4.1現在)	目標設置数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡山市	施設 3-9	施設 4-5	施設 4-9	施設 5-2	施設 5-7	施設 6-2
倉敷市	1-6	2-2	2-4	2-4	2-4	2-4
津山市	5	5	5	5	5	5
玉野市	6	6	6	6	6	6
笠岡市	2	4	4	5	6	1-1
井原市	0	0	0	0	0	0
総社市	2	2	2	2	2	2
高梁市	3	3	3	3	3	4
新見市	7	7	7	8	8	8
備前市	7	8	8	8	8	8
瀬戸内市	1	2	2	3	3	3
赤磐市	2	2	2	3	3	4
真庭市	1-1	1-1	1-1	1-1	1-2	1-2
美作市	1	1	3	3	3	3
浅口市	5	5	5	5	5	5
和気町	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	1	1	1	1	1
新庄村	0	0	0	0	0	0
鏡野町	2	2	2	2	2	2
勝央町	0	0	0	0	0	0
奈義町	0	0	0	0	1	1
西粟倉村	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0
美咲町	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	2	2	2	3	3	3
県計 (27区域)	111	128	136	144	152	164
岡山市・ 倉敷市	55	67	73	76	81	86
岡山市・ 倉敷市以外	56	61	63	68	71	78

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可・認定をしないことができるとされています。（需給調整）

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった

場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」（上乗せ数値）を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととされています。

●基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の提供体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

●幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

●保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の可否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

~~幼児教育・保育の無償化に伴い創設された~~子育てのための施設等利用給付¹²の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。

④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子ども~~たち~~の健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、さらなる質・量の充実に努めます。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

⑥私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援

幼児を健やかに育むために必要な環境整備（遊具、防犯対策設備の設置等）を実施するにあたり必要な経費の一部を支援します。

⑥認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

~~認定こども園、幼稚園及び保育所で行われている幼児期の教育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲~~

¹² 子育てのための施設等利用給付：「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

~~や学習態度の基礎となる好奇心や探求心といった教育の基礎を培うものです。~~

~~遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心として、社会において自立的に生きる基礎を培う小学校教育は、円滑に接続されることが求められます。~~

~~このため、認定こども園、幼稚園及び保育所が、それぞれの役割を果たすとともに、それらの施設と小学校との間で、就学前の子どもの実態や指導方法等について理解を深めつつ、広い視野に立って就学前の子どもの教育について、方向性を一つにし、相互に連携、協力することが必要です。~~

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

〈重点施策〉

(1) 子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

~~子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。~~

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター¹³事業の充実に向けた市町村への支援のほか、~~子育て経験者である「子育てサポーター」~~や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う協働による地域ぐるみの子育て支援の特徴ある取組を「おかやま子育てカレッジ」に指定し、学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て力の向上を図ります。~~支援の取組を支援します。~~

(2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点¹⁴の増加を図ります。

¹³ ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

¹⁴ 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」¹⁵など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

~~また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な高齢者の力が必要とされています。こうしたことから、三世代同居あるいは近居など、子育てを応援する環境づくりを進めます。~~

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(4) 家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えており、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援するとともに、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラム等、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(5) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当の支給や、~~するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努め、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化等又は軽減措置の拡充~~に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

¹⁵ 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援パ サポートカード)の新規協賛店舗数	142店舗 (R5) 84店舗 (H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽し い」、「楽しいと感じるときの方が多い」) 人の割合 ¹⁶	63.9% (R5) 65.6% (H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育 所等への就職者数	436人 (R6.3) 87人 (H31.3)	820人 520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村 数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町 (H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型 保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従 事)研修修了者の数)	1,469人 (R6.3) 676人 (R2)	2,200人 1,200人	子ども未来課
出生数に占める第3子以降の割合	18.7% (R5)	19.9%	子ども未来課

¹⁶ 子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合: 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭及び地域の教育力を高めるための支援、子ども・若者の自己形成への支援、未来を切り拓くことができる人材の育成、放課後の児童の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

〈施策の方向〉

子どもの~~学ぶ力の育成確かな学力の向上~~、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 学校教育の推進

① ~~学ぶ力の育成確かな学力の向上~~

校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。また、教員の授業観の転換を図り、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。さらに、時間管理の徹底、学校行事・業務の精選、校務D Xによる業務の効率化、外部人材の活用など、教職員の働き方改革を推進し、教員が児童生徒の指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

子どもが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見つけ、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるP B L（課題解決型学習）を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。

すべての学習の基盤となる情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要となる情報活用能力を育成するため、I C Tを活用した学習活動や、基本的な操作技能やプログラミング、発達段階に応じた情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

また、すべての教職員がI C Tを日常的に利活用し、子どもの情報活用能力の育成のための指導ができるよう、指導力向上のための研修を行うとともに、外部専門人材による支援など、I C Tを活用した学びを進めます。

~~子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。~~

● ~~就学前教育の質の向上~~

~~幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実や、市町村への支援等に取り組むとともに、保護者等の子どもの成長などを見取る能力の向上~~

を図ることにより、就学前教育における保育・教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、生涯にわたる学びの基礎となる学びに向かう力等（非認知能力¹⁷）の涵養を図ります。

● 小学校教育への円滑な接続

「保幼小接続スタンダード¹⁸」に基づく幼児教育と小学校教育の相互理解を進めるとともに、各市町村において作成された保幼小接続カリキュラムを踏まえた子どもの育ちと学びの連続性が確保された取組を支援するなど、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続に向けた取組を強化します。

● 授業規律の確立

教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが認め合い、支え合う学級集団の育成を図るため、授業の中で主体的に学びを進め、互いに関わり合う場面を多く設定するなどの取組を推進します。

また、授業の中で確実に基礎学力を身に付けさせるためには、授業中の正しい姿勢や学習用具の準備、聞き方・話し方のルールなど学習の基盤となる規律が守られることが大前提であることから、校内で統一した授業規律の徹底を図るなど、小学校入学段階から授業規律の確立を図ります。

● 落ち着いた学習環境づくりへの支援

落ち着いた学習環境づくりに向け、教職員が一体となった生徒指導体制の構築等により学校の組織的対応力を向上させるとともに、問題行動が見え始めた学校に対しては、専門家や地域人材の活用、警察等の関係機関との連携により、早期の問題解決を図ります。

● 学力状況の把握と指導への活用

児童生徒の学力状況改善のためのP D C Aサイクル確立に向け、児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握し、課題を明確化するために学力・学習状況調査を行うとともに、調査結果を分析・活用し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導などにより、子どもたちのつまずきの解消と学習内容の確実な定着を図ります。

● 子どもたちの学ぶ力が伸びる仕組みづくり

小・中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行うとともに、ICTの利活用の加速化や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもたちの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

また、高等学校において、生徒が、大学進学や就職などそれぞれの将来を描き、小・中学校で身に付けた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組む、知識・技能のみならず、思考力や判断力、学びに向かう姿勢を持った人材となるよう、ICTの活用による習熟度に応じた授業の充実や、学力状況の的確な把握・分析に基づく授業改善の推進、学校の枠を超えた学びの場の創出など、

¹⁷ 非認知能力：自制心や意欲、協調性など、点数化できない力のこと。「非認知能力」が伸びると、読み書きや算数、運動能力など、点数化できる「認知能力」にもプラスの影響を与えるとされている。

¹⁸ 保幼小接続スタンダード：幼児教育と小学校教育が円滑に接続するためのポイントを示し、小1プログラムの解消や就学前教育のさらなる質的向上のため、県教育委員会が独自に作成、配布した冊子

~~高等学校段階における取組の充実を図ります。~~

●ICTを活用した教育

~~ICTを活用した教育は、基礎学力の定着をはじめ、情報活用能力の育成や、児童生徒の学習意欲の向上、論理的な思考力、問題解決能力などを育む観点から有効です。~~

~~また、感染症の拡大等による学校の臨時休業の実施に当たっては、各家庭へのオンライン授業の配信等により、子どもたちの学習機会を確保する必要があります。~~

~~一方で、小・中学生の視力の低下が進んでおり、今後のICT機器の活用の増加による影響も懸念されています。~~

~~このため、視力や姿勢など健康面を配慮したICT機器の正しい使い方をはじめ、児童生徒1人1台端末等のICT環境を効果的に活用した授業実践の普及や、分かりやすく授業を行うための教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実を図ります。~~

~~さらに、市町村における安定したICT環境の確保に向けて、相談支援や連携会議の開催、先進的な取組や課題への対応策の共有等を通じて、市町村を支援します。~~

●教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保

~~子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かい指導や、新学習指導要領で求められる主体的・対話的で探究的な学びを充実します。また、校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、校内での主体的な研修の推進により、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、小学校における理数や英語等の専科指導の充実等を図りながら、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。~~

~~さらに、教職員には強い使命感や社会性、実践的指導力など、様々な教育課題に適切に対処できる資質能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保とキャリアステージに応じた人材育成等に取り組みます。~~

~~また、時間管理の徹底や事務業務の精選、外部人材の活用などの働き方改革を推進することにより、教員が指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。~~

●PBL（課題解決型学習）の推進

~~子どもたちが、自ら課題を見つけ、多様な他者と協働しながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるPBL（課題解決型学習）を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や協調性、創造性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。~~

②豊かな心の育成

~~子どもの豊かな心の育成に向け、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立したひとりの人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。~~

~~また、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ります。~~

~~子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、学校教育全体を通じて、様々な体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るととも~~

に、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめや暴力行為などの問題行動等への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動等を生まない魅力ある学校づくりを推進します。

さらに、子どもが本物の文化に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を充実することにより、心豊かな子どもの育成を図ります。

●道徳教育の充実

子どもたちが自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

●学校教育における文化活動の充実

「総合的な学習の時間」など様々な学習機会の場においてインターネット等うまく活用しながら、芸術や伝統文化等に親しむ教育の充実や、児童生徒が発表する機会や優れた文化を鑑賞する機会の充実を図ります。

③健やかな体の育成

子どもが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育授業の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

子どもが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、子どもにとって望ましいスポーツ環境の構築に努めます。

●基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣の乱れは、体力や健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、学習意欲や気力の低下の要因にもなります。このため、学校や家庭、地域が連携しながら、「朝食毎日きちんと食べよう大作戦」や「『ぽっちり！モグモグ！』生活リズム向上キャンペーン」等を通じて、子どもの基本的な食習慣の形成と規則正しい生活習慣の定着に取り組みます。

●学校体育の充実と体力・運動習慣づくりの推進

子どもたちが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもたちを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

●健康教育の推進

~~多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要であることから、学校保健委員会などの充実により健康教育を推進します。~~

●食育の推進

~~子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、各学校において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域、関係団体等の連携・協働による食育の充実を図ります。~~

~~また、伝統的な食文化を伝えつつ、時代に応じた優れた食文化を育んでいきます。~~

④より良い社会づくりに参画する人材の育成

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

⑤④国際的に活躍できる人材の育成

ALT（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、ICT等を活用し、小・中・高等学校における英語4技能5領域を総合的に育成することを意識した英語教育の充実を図ります。

また、海外姉妹校提携等を活用しながら、高校生や大学生等の海外留学への関心・意欲の喚起や海外留学にチャレンジする学生の支援を行うなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指します。

さらに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

~~グローバル人材の育成の基盤となる語学力、コミュニケーション能力、優れた国際感覚、異文化を理解する精神等を身につけた人材の育成を目指し、子どもたちが英語に触れる機会の増加、高校生の海外留学やICTを活用したオンラインによる国際交流の促進及び英語教育の充実による英語活用力の向上を図るとともに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。~~

●児童生徒の英語力の向上

~~グローバル人材の育成の基盤となる英語力の向上に向け、授業での英語の使用機会の充実をはじめ、ALT（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、ICT等を活用し、小・中・高等学校における英語4技能5領域を総合的に育成することを意識した英語教育の充実を図ります。~~

●海外留学や国際交流の促進

~~留学促進のための講演、留学相談を行うフェアを開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部の支援を実施します。また、留学コーディネーター~~

~~配置等による海外姉妹校提携や交流の支援を行うとともに、ICTを活用したオンラインによる国際交流等により、日本に居ながらにして、海外の高校生や大学生等と交流する機会の充実を図ります。~~

●我が国や郷土の伝統・文化と異文化等を理解する教育の推進

~~国際社会で我が国や郷土の伝統・文化を主体的に発信できるよう、郷土の偉人や地域の学習資源を活用した授業等、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することにより、郷土の伝統や文化を深く理解し、継承・発展させる教育を推進します。~~

~~また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等の学校の教育活動全体や、外国人と交流する機会を通じて、世界の国々の歴史や文化、宗教、生活習慣、価値観等を正しく理解する教育を充実し、広い視野を持ち異文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく意識や態度を育成する教育を推進します。~~

⑥⑤探究・STEAM教育の推進

~~新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力等の育成に向け、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育（いわゆる文系・理系の枠を越えた学び）等の充実を図ります。また、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。~~

●科学技術教育の推進

~~科学技術の発展によって、その高度化・専門化が進む一方で、児童生徒の理科離れが進んでいるとの指摘があり、将来、科学技術の発展を担う人材の確保が難しくなることが懸念されていることから、スーパーサイエンスハイスクール¹⁹を核とした理数教育の充実や、科学技術に関する先進的な教育プログラムの開発・実施に努めるなど、科学技術に関する教育の推進を図ります。~~

●デジタル人材の育成

~~大学等におけるデジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。~~

●教科横断的な学びの充実

~~情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身に付けることで、問題の発見・解決に向けて主体的に参画する態度を養うとともに、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど、問題発見・解決的な学習活動の充実を図ります。~~

~~また、地球規模の課題が増大する中、社会のあらゆる主体にSDGs²⁰の達成に向けた積極的な取組が求められていることから、SDGsの視点を踏まえた教育活動を推進します。~~

⑥放課後の学習支援

~~学校や地域において、学習習慣の定着や学習支援の充実による基礎学力の確実な定~~

¹⁹ スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目的に、理数系教育に重点を置いた研究開発を行う国から指定を受けた高等学校

²⁰ SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を達成期限とした世界共通の目標

~~着を図るため、放課後子ども教室²¹や放課後児童クラブ²²において学習支援を実施しま~~
~~ず。~~

⑦キャリア教育の推進

~~子ども一人ひとりの夢を育み、進学、就職、結婚、出産、子育てなど様々なライフ~~
~~イベントを踏まえた生活も視野に入れて、主体的に生涯の生活を設計したり、社会の~~
~~中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校、家庭、地域、~~
~~企業、大学等が連携したキャリア教育を推進し、子どもの学習意欲の高揚や、基盤と~~
~~なる能力や望ましい勤労観・職業観の育成などを通して、社会的・職業的自立に向け~~
~~て必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。~~

~~若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認~~
~~識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成~~
~~に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験~~
~~活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対し~~
~~て教育活動への積極的な協力や参画を促します。~~

~~また、子どもたちの自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、労働関係法~~
~~令の教育や、社会保障教育の取組を推進します。~~

⑧高校生等への修学支援

~~既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、~~
~~私立高等学校についても、年収目安 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無~~
~~償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減~~
~~免補助金を支給します。~~

~~さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学~~
~~給付金を支給します。~~

⑧⑨体罰や不適切な指導の防止

~~体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。ま~~
~~た、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部~~
~~活動を含めた学校生活全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示され~~
~~ていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導~~
~~の根絶に向けた取組強化を推進します。~~

(2) 家庭の教育力の向上

~~家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの豊かな情操、家族を大切にす~~
~~る気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理~~
~~観、社会的マナーなどを含め、子どもの基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和~~
~~をとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。~~

①保護者自身の意識の醸成

~~子どもたちは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長~~
~~していきます。~~

²¹ ~~放課後子ども教室：すべての児童を対象として、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て多様な~~
~~体験・活動プログラムを提供する事業。~~

²² ~~放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校に就学している児童が、放課後児童支援員に見守ら~~
~~れながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。~~

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議²³をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。身近な存在である保護者は、子どもたちの発達段階や個性に応じた適切なかかわりの必要性を認識し、その言動が子どもたちに与える影響を考え、行動する必要があります。

●子どもたちの豊かな人間性の形成に向けた取組の推進

個人の自由な選択や価値観の多様性を十分尊重した上で、子どもたちが豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、家庭を築くことや子どもを産み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中・高校生が乳幼児と触れ合える機会を提供するなど、各分野が連携しながら効果的な取組を推進します。

●保護者の規範意識の醸成

非行やいじめなど、子ども・若者をめぐる問題には、保護者等の言動や姿勢、社会のあり方が反映されていると考えられることから、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整えるのは、保護者はもちろん、大人の役割です。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

②家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えていたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援するとともに、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

●保護者の学びへの支援

保護者の子育てに対する意識の向上、家庭教育の課題についての学習支援や学習機会の充実等に向けて、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等をはじめ、入学説明会、保護者懇談会等の多くの保護者が集まる機会に、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行うことにより、子どもに対するしつけや集団生活への動機付け等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の主体的な気づきを促したり、保護者同士の間関係の構築を促進したりします。

さらに、企業等で働く保護者など、普段は家庭教育に関する学習の機会が少ない保護者に対して、出前講座の実施などのアウトリーチ型の支援を行います。

●保護者等に対する人権教育の推進

子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割は重要であることから、保護者が人権問題を正しく理解できるよう、PTA研修等を実施します。また、住民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることを目指して、市町村の指導者の養成、各種情報提供等を

²³ (公社)岡山県青少年育成県民会議：青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、県民総ぐるみの青少年健全育成運動の中核母体として設立された。

~~行います。~~

●~~家庭教育に関する相談体制の充実~~

~~家庭教育に関する相談体制の充実に向け、地域住民や保健師等からなる家庭教育支援チームによる家庭訪問や相談交流事業等を推進することにより、子育てに関する課題を抱え、孤立しがちな家庭を支援します。~~

(3) 地域の教育力の向上

~~地域学校協働活動の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。~~

~~また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援を行うなど、地域との連携・協働を推進します。~~

①~~連携の強化~~

~~学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の連携・協働の下に学校づくりと地域づくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクール²⁴と地域学校協働活動²⁵を一体的に推進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。~~

~~また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働の下に学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。~~

~~また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。~~

~~地域は、子ども・若者が様々な人間関係や社会体験活動等を通じて、社会性や自主性を培う大切な役割を担っています。~~

~~一方で、地域の人々のつながりの希薄化などを背景として、子ども・若者や保護者が地域活動に参加する機会や、様々な人々と触れあう機会が減少しています。~~

~~こうした状況を踏まえ、「地域の子ども・若者は地域で育てる」との観点に立ち、地域と学校、家庭等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係を確立していく必要があります。~~

●~~地域と学校の協働の推進~~

~~学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の連携・協働の下に学校づくりと地域づくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。~~

~~また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働の下に学校づくり・地~~

²⁴ コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度。保護者や地域住民、学識経験者などの構成委員が、学校運営や学校運営への必要な支援に関して協議することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育を提供していくための制度であり、主な役割としては、①「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、②「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」がある。

²⁵ 地域学校協働活動：地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動

~~域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。~~

●~~子育て支援ネットワークの充実~~

~~民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。~~

~~また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。~~

~~さらに、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター²⁶事業の充実に向けた市町村への支援のほか、家庭教育支援者や家庭教育支援チーム、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。~~

●~~ふれあいの拠点づくり~~

~~子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談したり、相互交流ができる場である地域子育て支援拠点²⁷の増加と認知度向上に取り組みます。~~

~~また、地域子育て支援拠点等のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携に取り組みます。~~

~~さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。~~

②人材の養成と気運の醸成

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織を育成し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体と連携し、登下校時のあいさつ運動や声掛けを通じ、地域全体で子ども・若者を健やかに育てる気運の醸成に努めます。

また、子ども・若者の健やかな成長に向けた県民の理解を深めるため、「岡山県青少年健全育成強調月間（7月、11月、3月）を中心に、家庭、学校、地域が一体となった取組を集中的に展開します。

●~~多様な子育て資源の掘り起こし~~

~~大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う「子育てカレッジ」において、学・民・官の協働による地域ぐるみの子育てを支援します。~~

~~また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、地域全体で子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。~~

●~~地域における子育て人材の養成・確保~~

~~親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織の育成を図ります。~~

~~また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援員研修や家庭教育支援に関する研修の実施などを通じて、支援の担い手となる人材の養成・確保を図り~~

²⁶ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の方を会員として、子どもの預かりや送迎などの相互援助活動を行う組織

²⁷地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育ての相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設

ます。

● ~~社会全体で子育てをやる気運の醸成~~

~~地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録や「アドバンス企業」の認定の促進や普及啓発等、官民一体となった気運醸成に向けた取組などを通じて、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。~~

● ~~地域で子ども・若者を見守る活動の推進~~

~~学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体が連携しながら、子どもたちへの声かけや見守り活動など、地域における青少年健全育成活動を推進するとともに、「岡山県青少年健全育成強調月間」（7月、11月、3月）において、青少年の健全育成に向けて県民の理解を深めるため、青少年健全育成県民運動を集中的に展開します。~~

~~また、子どもと大人が互いに顔見知りとなり、温かい地域の絆で子どもがのびのびと育ち、安心して過ごすことができるよう、大人が「目配り」「気配り」をしながら、登下校の時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行い、子どもと明るくあいさつをする「おはよう、おかえり」県民運動を推進します。~~

2 子ども・若者の自己形成への支援

〈施策の方向〉

~~グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等SNSの利用に起因する被害やトラブルも課題となっています。~~

~~情報化の進展や社会全体のモラルの低下などに伴い、子ども・若者の規範意識の低下や人間関係の希薄化、コミュニケーション能力や粘り強さの低下が指摘されています。全国で、インターネット上での誹謗中傷や、子ども・若者による重大な事件が発生しています。~~

~~本県の子ども・若者の意識については、「青少年の意識等に関する調査」（令和5（2023）年度岡山県）によると、5割の児童生徒が「きまりやルールをきちんと守るほうだ」と回答していますが、4割が「キレやすいと思う」、3割が「人とのつきあいは苦手だ」と回答し、「深夜外出」や「スマートフォン等で知り合った人と実際に会うこと」等について、悪いことであるとの認識が低い状況となっています。~~

~~こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度規範意識や自尊心、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていきます。~~

〈重点施策〉

(1) 規範意識と社会性の確立

① 人権教育・啓発の推進

~~すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進す~~

るための環境づくりに取り組みます。

また、子ども~~虐待スチールソーシャルワーカー~~や、LGBTQなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題~~をのほかに、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害が社会問題になったことなども~~踏まえ、子どもの人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。

②生命の大切さを考える機会の提供

生命の大切さや正義感、倫理観、他者への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を書く機会などを提供~~するほかに、性や健康等の分野の専門家~~を各種団体が開催する研修会等に派遣するなど、子ども~~たち~~が生命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。

③消費者教育の推進・金融リテラシーの向上

~~令和4(2022)年4月からの成年年齢の18歳以上への引き下げられたことに伴い、消費者の権利と責任を自覚し、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて社会の一員として行動する消費者の育成や、若年者の消費者被害の防止・救済が重要になることから、実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進します。~~子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子ども~~たち~~の金融リテラシーの向上に取り組みます。

3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

〈施策の方向〉

本格的な人口減少社会の到来、デジタル技術やグローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組みます。

また、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

〈重点施策〉

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

①夢を育む教育の推進

様々な学びに積極的・主体的に取り組んでいける子ども~~たち~~の育成に向け、~~子どもたちが、~~発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」

を見付けられるよう、**子どもたち**自らの興味・関心や得意分野を見付ける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子ども**たち**の主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

②学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子ども**たち**の学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、様々な課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

③生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子ども**たち**が、自らの興味や得意分野を見付け、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力の下、子ども**たち**が、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供するとともに、生涯学習センター（「人と科学の未来館サイピア」含む）、県立図書館、渋川青年の家、青少年教育センター閑谷学校、**県自然保護センター**の社会教育施設において、科学体験コーナーや遊具の設置等、こども・子育て支援機能強化のため、施設の改修、環境改善事業を実施します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「夢育パートナーズ²⁸」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供などを通じて、子ども**たち**の探究心の涵養を図ります。

さらに、小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ²⁹」を活用し、子ども**たち**が楽しみながら学びを深める機会を提供します。

④読書活動の推進

~~子どもたちの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、~~家庭や学校、地域が一体となって、子ども**たち**の読書習慣の形成を図るとともに、県立図書館の子ども読書活動推進センター機能を活用した読書活動の支援に取り組みます。

また、岡山県読書バリアフリー計画等に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむことができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

⑤若者の創業に向けた支援

高校生、大学生を対象とした**起業家による講演やセミナーやワークショップを実施するほか**、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催**するなど**、若者のチャレンジを支援します。

²⁸ 夢育パートナーズ：岡山県の子ども**たち**が「夢」や「目標」を見付けるきっかけづくりに協力いただける企業や団体を募り、学校等へ紹介する制度

²⁹ おかやま まなびとサーチ：小学生及び中学生がいつでもどこでも、学びたいときに学ぶことができる環境づくりとして県内の博物館、美術館、大学施設、企業施設等を活用した学習用動画を掲載する小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト。

⑥文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもたちが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、アスリートの育成を図ります。

(2) 地域づくりで活躍する若者の応援

~~本格的な人口減少社会が到来する中、地域の持続可能性を高めるためには、少子化対策や移住・定住対策など、人口減少を緩和させるための対応とともに、人口減少等に伴う変化を受け止め、適応するための変革を同時に進めていく必要があります。~~

~~また、新型コロナウイルス感染症を契機として新たな生活様式による人とのつながり方や、テレワークの普及など働き方の変化が進む中、地方移住への気運の高まりや、距離を越えて人や組織等をつなげるデジタル技術の活用拡大の可能性などが見込まれています。~~

~~こうした状況を踏まえ、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材の育成が求められています。~~

①郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもたちに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着をもち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身に付け、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

②地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催や、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動に対する支援等を通じて、地域づくりを担う人材を育成します。

③若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのI J Uターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じて県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

4 子ども・若者の放課後の居場所づくり

〈施策の方向〉

すべての子ども・若者が、安心して過ごせる場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に

発揮して社会で活躍していけるよう、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。

~~放課後児童対策充実のニーズが高いことから、放課後児童クラブの運営に係る支援や、放課後児童支援員等に対する研修の実施等により、放課後児童クラブの充実に努め、市町村が行う放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう支援します。~~

〈重点施策〉

(1) 学校等における子ども・若者の居場所の充実

学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心な環境の下、他者との関わりの中で育つ場であることから、子ども・若者の多様なニーズや様々な背景も踏まえながら、居場所としての機能の充実を図ります。また、児童館等の児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、ひきこもり地域支援センター、少年サポートセンターなど、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進するとともに、子ども・若者がライフステージの変化等に合わせた居場所を活用できるよう、積極的な情報発信を行います。

(2-1) 放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。

~~また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うほかととも、職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、処遇改善を支援し人材確保・育成に努めるなど、適切な配置を促進することなどにより、放課後児童クラブの質の向上を図ります。併せて、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。~~

さらに、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、医療的ケア児の受入れに必要となる看護職員等の配置等を促進するなど、必要な支援を行います。

(2) ~~放課後児童支援員等の確保・育成~~

~~放課後児童クラブに従事する職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、放課後児童支援員の処遇改善を支援し、人材確保・育成に努めます。~~

(3) 放課後子ども教室の充実

子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後子ども教室の実施を推進するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。

(4) 民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者の居場所の中には、子ども食堂、フリースクール、ユースセンターのように民間団体が主な担い手となっているものもあります。これまで民間団体が果たして

きた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子ども・若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、その性格や機能に応じて、子ども・若者のライフステージの変化等により切れ目が生じないよう、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。

5 地域・世代間交流の促進等

〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えを持ち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、**自然体験やスポーツ・文化活動等若者の居場所づくりや社会参加の促進**を通じて、子どもの生きる力を育成します。

〈重点施策〉

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働の下に、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) ~~多様な体験・スポーツ・文化活動の推進~~社会参加活動への支援

~~地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。~~

~~また、家庭、学校、地域等が協働して、青少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難な状況にある子どもの立ち直りを支援します。~~

① ~~ボランティア活動の推進~~

~~生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に貢献する精神を育むことは、人を思いやる心や社会づくりに参画する心を育てる上で大切であることから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア活動を推進します。~~

② ~~主権者教育の推進~~

~~主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的・多角的に考察させる探究的な学習や、選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。~~

③ ~~子どもたちが地域で活躍する場の創出~~

~~子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて、企業、公益法人、NPO等と連携した「地域学」などの教育活動を推進し、子どもたちが地域で活躍する場を創出~~

~~するとともに、教科や総合的な探究（学習）の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域に根ざした学習を推進します。~~

①④ 体験型学習活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島、県自然保護センター等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実に努めながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実に図り、豊かな心の育成を図ります。

②⑤ 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、スポーツに触れる機会の創出や、スポーツ関連情報の発信など、環境づくりに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域でスポーツを支える人材やアスリートの育成・支援を行います。

③⑥ 文化に親しむ環境づくり

子ども~~たち~~が、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実にはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、音楽や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実に取り組みます。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生	60.4% (R5) 60.2% (R2) 37.5% (R5) 41.2% (R2)	72.0% 70.0% 52.5% 50.0%	義務教育課
インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合	87.9% (R5) 94.1% (R2)	95.0% 100%	高校教育課
子どもの不読率（1ヶ月の読書数が0冊） 小学校 中学校 高等学校	8.9% (R5) 5.9% (H27) 25.7% (R5) 17.2% (H27) 51.0% (R5H) 29.9% (H27)	4.5% 3.0% 12.9% 8.6% 25.5% 15.0%	生涯学習課
放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数	698箇所 (R5) 657箇所 (R2)	760箇所 705箇所	子ども未来課
放課後児童支援員認定資格研修修了者数 放課後児童支援員等資質向上研修修了者数	3,551人 (R5) 476人 (H31.3)	5,100人 1,400人	子ども未来課
「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生	45.6% (R5) 44.7% (R2) 38.9% (R5) 43.4% (R2)	49.7% 50.0% 41.4% 50.0%	義務教育課
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 【男子】小学校5年生 中学校2年生 【女子】小学校5年生 中学校2年生	72.1% (R5) 68.8% (R3) 64.3% (R5) 63.1% (R3) 53.5% (R5) 51.6% (R3) 44.9% (R5) 46.3% (R3)	74.4% 75.0% 66.3% 65.0% 56.5% 60.0% 47.4% 50.0%	保健体育課
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差 小学校6年生 中学校3年生	-1ポイント (R5) ±0ポイント (R2) +1ポイント (R5) ±0ポイント (R2)	+1ポイント +1ポイント	義務教育課

「地域や社会をよくするために何かしてみたい と思う何をすべきかを考えることがある」と回 答した児童生徒の割合			
小学校6年生	84.1% (R5) 51.5% (R2)	86.4% 60.0%	義務教育課 高校教育課
中学校3年生	76.8% (R5) 45.4% (R2)	80.6% 50.0%	
県立高校生	65.8% (R6) 67.6% (R3)	83.0% 80.0%	
県内大学等及び高校からの海外留学者数			
大学等	856人/年 (R5)	1,420人/年	国際課 高校教育課
高校	437人/年 (R5) 21校 (R2)	780人/年 52校	
インターネットを介して海外の学校や大学等と 直接交流をしている県立高校の数			
全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテス トへの県立高校生の参加者数	806人/年 (R5) 611人/年 (R元)	980人/年 730人/年	高校教育課
家庭教育支援チームを設置している市町村数 家庭教育企業出前講座実施数	16市町村 (R5) 58件 (R2)	27市町村 100件	生涯学習課
「授業では、課題の解決に向けて、自分で考 え、自分から取り組んでいた」と回答した児童 生徒の割合			
小学校6年生	80.8% (R5)	84.6%	義務教育課
中学校3年生	80.0% (R5)	83.6%	
「学習した内容について、分かった点や、よく 分からなかった点を見直し、次の学習につなげ ている」と回答した児童生徒の割合			
小学校6年生	80.4% (R5)	84.7%	義務教育課
中学校3年生	77.6% (R5)	80.5%	
「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用してい る」と回答した学校の割合			
小学校6年生	73.0% (R5)	100%	教育情報化推 進室
中学校3年生	63.9% (R5)	100%	
コミュニティ・スクールを導入している公立学 校の割合	69.8% (R5)	94.0%	高校魅力化推 進室 義務教育課

「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	小学校6年生	義務教育課 高校教育課
	61.2%(R2)	75.0%	
	中学校3年生	中学校3年生	
	46.0%(R2)	55.0%	
	県立高校生	県立高校生	
	53.4%(R3)	65.0%	

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

社会的養護³⁰を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども・~~若者、発達障害のある子ども~~への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

〈施策の方向〉

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、権利の主体である子どもの参加の実現を目指し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の下、実の親による養育が困難な場合には、里親等家庭と同様の環境における養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設において専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

〈重点施策〉

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護施設~~所~~や施設、里親の~~もと元~~で暮らす子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行うとともに、子どもの意見を聴き、対話しながらともに進め、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることを分かりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ報告し、意見を求めるなど~~意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します。の方法により、子どもと共に支援を行う体制の構築を図ります。~~

さらに、様々な年齢や状況の子どもが、思いや願い、希望を表明することができるよう、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 地域における包括的な支援体制の充実

地域のすべての妊産婦、子どもや家族の相談に対応する「こども家庭センター」の設置を進め、母子保健と児童福祉の連携を~~が~~より一層~~図りられ~~、切れ目のない包括的な支援が行われるよう、市町村の体制強化を支援します。

(3) 里親、~~養子縁組~~等の積極的な推進

家庭と同様の環境の~~もと下~~で子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、

³⁰ 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども一人ひとりのニーズや背景に応じた養育環境が選択できるよう、整備を進めます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流を進めるためなど、里親支援センターの設置等により里親養育を支援する体制の充実を図ります。

（４）施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による専門機能強化

~~地域の実情に応じて、施設ケアニーズの高い子どもなど、施設で養育することが適当な場合においても、ケア単位の小規模化やを図るとともに地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を行います。~~

また、~~ケアニーズの高い心理療法、生活指導等を必要とする子どもへの支援のために、引き続き、地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、や、地域での自立した生活が困難な親子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進します。また、するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。~~

（５）自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、相互交流を図る場の提供、~~児童自立生活援助事業の実施等生活費・家賃・資格取得に係る貸付けなどの支援を行います。~~

（６）児童相談所の体制強化

①児童福祉司の配置等

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を配置するとともに、OJTやスーパービジョン等人材育成の充実により職員の専門性向上と職場定着を図ります。

②児童心理司の配置等

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を配置します。

③弁護士配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、迅速かつタイムリーに相談を行える体制を継続し、引き続き、児童相談所の法的対応体制の強化を図ります。

④一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能強化、環境整備を行います。

また、一時保護開始時の司法審査について、円滑な導入を図ります。

⑤人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基

本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

2 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないことや、宗教二世やヤングケアラー問題なども深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修等を通じて、人材の育成を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の機能強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、虐待対応力の向上のための研修会を開催するとともに、こども家庭センターの設置や市町村要保護児童対策地域協議会³¹の機能強化を図られるよう支援します。

(2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

子どもは権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもが自らSOSを発信できる社会風土を醸成するとともに、「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と配偶者等からの暴力(DV³²)防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

●DV対策の推進

また、配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しているます。

³¹ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織

³² DV：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われている。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

~~さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にDVの潜在化や深刻化も懸念されています。~~

こうした状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。

(3) 子どもへの虐待の予防

①地域における取組

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子（親子）支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、子育ての育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行うとともに、必要時に相談ができるよう、相談窓口の周知に取り組みます。さらに、孤立した中での妊娠・出産・育児にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生（児童）委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守りはぐくむ地域づくりを行います。

②④学校等における子どもの虐待防止の取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に子ども虐待防止に係る専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー³³等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

③②子ども児童虐待防止対策等の更なる強化

性的虐待等を受けた性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。

(4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

また、地域において包括的な支援が行えるよう、こども家庭センターの設置を促進し、市町村の相談支援体制の強化をサポートします。

(5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

①要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うなど、機能強化を図ります。

³³ スクールソーシャルワーカー：学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

②関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」により、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

③親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への支援機能を強化します。指導体制を整えます。

子どもの最善の利益の実現を目的に、子ども、親、家族、親族、地域等に対し、総合的な支援が行えるよう、関係者の連携強化を進めます。

(6) 支援者の人材育成

市町村、児童相談所、保健所、学校、里親、施設職員等子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります。

また、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。専門人材の育成を行います。

(7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

〈施策の方向〉

障害のある子ども・若者への施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

〈重点施策〉

(1) 障害のある子ども・若者の支援

~~ノーマライゼーション³⁴の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観~~

³⁴ ~~ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。~~

~~点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、療育指導體制の充実を図ります。医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を推進します。~~

~~また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。~~

~~こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。~~

①継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、市町村等とも連携した療育指導・相談支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、「岡山県医療的ケア児支援センター」を核に、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携した総合的な支援を行う体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の地域での生活を支えるため、レスパイトサービスの環境整備・充実を図ります。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、労働・福祉等の関係機関と連携しながら就労支援体制の充実を図ります。

②特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもたちへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

③切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流³⁵の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮³⁶の提供や通級指導教室等の多

³⁵ 居住地校交流：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

³⁶ 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

(2) 発達障害のある子ども・若者の支援

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携の下、家族も含めた幅広い支援や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成、また、**子どもの心の診療拠点病院を中心に発達障害に専門的に携わる医師等の育成**を進めるとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子ども・若者を支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

①ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

②ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

県精神保健福祉センターにおいて、大学生を対象とした出前講座を行い、ストレスの対処法、相談窓口等を周知し、若者のこころの健康の維持向上を推進します。

③子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、**子ども・若者のより身近な窓口である市町村において、それぞれの実情に沿っ**

~~た体制整備が進むよう困難な状況にある子ども・若者の支援に組織的に対応することができるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、市町村が重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な支援体制の構築に取り組む際には、必要な助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を支援します。~~

(4) 少年の非行防止と立ち直り支援

~~本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に改善したものの、令和4年以降は増加傾向にあり、再犯者率も3割台で推移するなど、本県の少年非行情勢は依然として厳しい状況にあります。~~

~~このため、学校や地域、警察等が密接に連携することにより、規範意識のさらなる向上と浸透を図り、非行少年の迅速かつ厳正な検挙・補導措置はもとより、問題を抱えた少年に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会的気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを一層強力に推進する必要があります。~~

①少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室、~~あいさつ運動~~等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

②③立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年育成官が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

③④再犯防止に向けた総合的な取組の推進

~~犯罪をした者や非行少年等の中には、安定した仕事や住居がない、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも少なくありません。~~

~~このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。~~

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や手法を用いて、再犯防止と立ち直り支援に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

①いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の

向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築と次世代リーダー³⁷の育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察の実施、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

②関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

③不登校問題への対応

誰一人取り残されない学びの実現に向け、教師主導型の授業から、一人ひとりの学習進度や興味関心に応じた学びへの転換や子ども~~たち~~の主体的・自立的な活動を積極的に進めるなど、誰もが通いたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に取り組みます。また、不登校傾向の子ども~~たち~~に対しては、「長期欠席・不登校対策スタンダード³⁸」に基づき、個々の状況に応じてスクールカウンセラー³⁹等の専門家との連携等、組織対応を徹底するとともに、自立応援室の設置促進、県教育支援センターやオンライン上の居場所づくりなど、**学びの多様化学校の設置に対する指導・助言など**、多様な学びの場を用意し、社会的自立に向けた支援を行います。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、青少年総合相談センター、フリースクール、**医療・福祉**等の関係機関・団体との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

④子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察等の実施や、教職員による情報共有やアンケート、教育相談等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげます。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、~~子ども・若者の~~コミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談を実施する~~など~~、子ども・若者**やその保護者**が相談しやすい体制を整備するとともに、**相談窓口の周知を図ります**。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつ感じている児童生徒等に対し

³⁷ 次世代リーダー：校長、教頭の下で、教職員集団を取りまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

³⁸ 長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を0～6の7段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子

³⁹ スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

て、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

①自殺防止のための対策

~~全国において、15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、20歳未満の自殺者数は平成29（2017）年以降増加が続いています。~~

これからの将来が期待される子ども・若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するSNS相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

また、多職種 of 専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームを設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行います。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがSOSを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたSOSの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のSOSへの対応力の向上等に取り組みます。

②外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、**外国人児童生徒等**の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、**児童生徒等**に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

③多様な性への理解の促進

~~一人ひとりの人間が持っている性の在り方は「からだの性」、「性的指向」（好きになる性）、「ジェンダーアイデンティティ」（性自認・こころの性）などの要素から成り立っており多様です。~~

~~LGBTQなどの性的マイノリティについては、市町村において、「パートナーシップ制度」等の取組が広がるなど、性の多様性についての認識が浸透しつつありますが、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。~~

~~こうした状況を踏まえ、性的指向（好きになる性）やジェンダーアイデンティティ（性自認・こころの性）等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。~~

④ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若

者（ヤングケアラー）への支援に向けては、学校をはじめ、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図りながら、早期発見・早期把握を行い、本人の心情にも十分配慮した上で、**うこと**で必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。

⑤社会的養護経験者等への支援

社会的養護を受けている子ども**たち**は、家族等からの援助を受けにくく、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子ども**たち**が、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身に付けることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸し付けなどの支援を行います。

⑥特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援

特定分野に特異な才能のある子ども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう支援します。

4 ひとり親家庭等の自立支援

〈施策の方向〉

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

〈重点施策〉

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭等が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3) 経済的自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひ

とり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が**確実に**確保されるよう、**国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。**~~や相談対応を実施します。~~

(4) 就業支援の強化

ひとり親家庭**等及び寡婦**の自立、生活の安定と向上を図るため、**ひとり親家庭支援センター**による就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、**母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。**

5 子どもの貧困対策の推進

〈施策の方向〉

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。

このため、国において改定された「こども大綱」を踏まえ、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を持って、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律により、計画策定が市町村の努力義務とされていることから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

~~子どもの現在及び将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないように、ひとり親家庭への支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められています。~~

~~さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。~~

~~このようなことから、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育や生活、就労の支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。~~

〈重点施策〉

(1) 教育の支援

~~学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。~~

①幼児教育・保育の質の向上

~~年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。~~

~~そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組の支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。~~

①②地域に開かれた学校プラットフォーム

(ア) ~~（スクールソーシャルワーカー⁴⁰等が機能する体制の構築）~~

~~学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学習の機会が保障されるよう、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等と連携し、困難な状況にある子どもたちを支援につなげるためのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー⁴¹等の専門家との連携による教育相談体制の充実を図ります。~~

~~また、市町村での家庭教育支援チーム設置を促進し、子育てに関する相談や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を進めます。~~

(イ) ~~（学校教育による学力保障）~~

~~家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。~~

②③高等学校等における修学継続のための支援

~~高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。~~

③④特に配慮を要する子どもへの支援

(ア) ~~（児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援）~~

~~児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対~~

⁴⁰ ~~スクールソーシャルワーカー：学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。~~

⁴¹ ~~スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。~~

し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

~~(イ) 特別支援教育に関する支援の充実~~

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

~~(ウ) 外国人の子ども等への支援~~

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

④⑤教育費負担の軽減

市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、**高等学校において**、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。また、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生への支援を行います。

私立小中学校への入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援するため、授業料減免補助金事業を実施します。

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑤⑥地域における学習支援

放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。

困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑥⑦生理の貧困問題への対応

~~生理の貧困問題については、経済的な理由や家庭環境、知識の不足など、様々な事情がその背景に存在しています。~~

~~こうした状況を踏まえ、市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱える様々な課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、幅広い視点で解決していくことが大切であることから、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに~~

寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑦⑧その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

~~保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。~~

~~ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要な家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施します。~~

~~生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや学習・生活支援の取組を進めます。また、子ども食堂など、地域の子どもが安心して継続的に過ごすことができる、様々な形態の居場所づくりを、地域住民やボランティア、NPO等と連携して進めます。~~

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。

誰もが安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気付いた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。

県女性相談支援センターにおいて、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また、一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

②保護者の生活支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。~~また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。~~

~~きめ細かな保育の充実や、保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。~~

~~子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園、その他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。~~

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③子どもの生活支援

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活

保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わりあい、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

その際、誰一人取り残さず、子どもの視点に立って多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの声を聴きながら既存の居場所を含め、よりよい居場所づくりを推進します。

また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。

~~「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、~~児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④子どもの将来の就職に向けた支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。

児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。

進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥支援体制の強化

市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。

社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3) 保護者に対する就労の支援

~~ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金の支給等を通じて、就労を支援します。~~

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

~~(4) 経済的支援~~

~~ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。~~

~~また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。~~

~~また、生活保護世帯の子どもに対して、高等学校等に進学する際には、入学料、入学料等高等学校等就学費を支給するとともに、大学等に進学する際や就職する際には、進学・就学準備給付金を支給することなどにより、進学等の支援を行います。~~

【 子どもの貧困に関する岡山県の現状 】

項 目		現 状	説 明	担当課室	
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	85.788.7%	令和5.4年4月1日現在	地域福祉課	
	高等学校等中退率	2.74.9%	令和4.3年4月の在籍者数の総数で、令和5.4年3月までに中退した者を除したもの		
	大学等進学率	30.633.1%	令和5.4年4月1日現在		
	就職率	中学校卒業後の進路	3.60.6%		令和5.4年4月1日現在
		高等学校卒業後の進路	49.544.9%		令和5.4年4月1日現在
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	31.618.8%	子ども家庭課	
		就職率	47.475.0%		令和5.平成29年度末に高等学校等を卒業した者のうち、令和6.平成30年5月1日現在の進路
全世帯の子ども	高等学校中退率	1.4%	平成4.30年度	生徒指導推進室	
	高等学校中退者数	755797人			
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	85.257.4%	令和5.元年度	財務課	
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（市町村の割合）	小学校	85.275.0%	令和5.平成30年度	財務課	
	中学校	85.278.5%	令和5.平成30年度		

[参考：国全体の数値]

子どもの貧困率 ⁴²	15.413.9%	令和4.平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率 ⁴³	44.550.8%	令和4.平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課

⁴² 子どもの貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数を子どもの数で除したもの

⁴³ ひとり親世帯の貧困率：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率	33.4%(R6.3) 24%(H30)	54% 40%	子ども家庭課
こども家庭センターの設置市町村数 子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	10市町村 (R6.4.1) 2市(H31.3)	25市町村 25市町村	子ども家庭課
子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数 新たに開設された子どもの居場所の数	113団体(R5) 6か所(R2)	161団体 30か所	子ども家庭課
民間企業における障害者実雇用率	2.58%(R5) 2.54%(R3)	2.82% 2.52%	労働雇用政策課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値(全国平均を100とした場合の本県の比較値) 小・中・高等学校における暴力行為の発生割合(児童生徒1千人当たり)の全国平均との差	72.4(R5) +0.4件(R2)	69.5以下 ±0.0件	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値(全国平均を100とした場合の本県の比較値) 小・中・高等学校における不登校の出現割合(児童生徒1千人当たり)の全国平均との差	87.6(R5) -1.6人(R2)	84.5以下 ±0.0人	人権教育・生徒指導課
小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合	78.1%(R5)	80.4%	人権教育・生徒指導課
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生	85.6%(R5) 85.5%(R5)	87.3% 87.3%	義務教育課
高校生活に満足している生徒の割合	91.1%(R5)	95.0%	高校魅力化推進室
中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数	302人(R5)	600人	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4か所(H30)	8か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数(岡山市を除く)	13市町村 (H31.3)	17市町村	障害福祉課
子ども・若者支援地域協議会など困難を有する子ども・若者を支援する連携体制を整備している市町村数	4市町村(R3)	10市町村	子ども家庭課
子ども・若者育成支援計画を策定している市町村数	3市町村(R3)	27市町村	子ども家庭課

少年人口(10~19歳) 1千人あたりに占める刑法 犯少年の割合(非行率)	2.4人/年(R2)	2.2人/年	少年課
--	-----------------------	--------	-----

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業経営者や、企業で働く女性はもとより、男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び働き方の見直しなどに取り組めます。

〈重点施策〉

(1) 企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの改善、安心して子育てできる職場づくりを企業と一緒に進めるため、を推進するため、経営層向けセミナーを実施するなど、や子育て支援に積極的な企業等の顕彰、優良事例の横展開などを行い、企業経営者等への意識啓発を積極的に進めます。

● ~~ワーク・ライフ・バランスの実現~~

~~長時間労働を是正し、保護者自身が遊び心や心の余裕を持って子どもと向き合う時間や、自己啓発、地域活動への参加のための時間などを持つことができるよう、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、経済団体等と連携しながら、子育て支援に積極的な企業等の顕彰などを通じて、社会的気運を醸成することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。~~

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

~~ファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村を支援するとともに、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」の拡大を図るなど認定制度などを活用し、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。~~

また、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進し、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指し、男性の育児休業取得を奨励する取組を企業と連携して実施するなど、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指します。男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進します。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、子育てと

仕事が両立できる職場環境づくりを推進している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成

~~家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。~~

男性の積極的な家事・子育てへの参画等を促進し、家庭における女性の負担を軽減するため、固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座の開催等により、男女がともに協力して家事や子育てをする意識の醸成を図ります。

また、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。

(4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援

出産や子育てのために、女性が「仕事」か「出産」かという二者択一を迫られないよう、女性が働き続けることのできる環境づくりを積極的に行う企業等への支援や、離職した女性の再就職等を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等により、女性が様々な状況でも働き続けることのできる環境づくりを進めます。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けられることができる環境を整備するため、周産期⁴⁴医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

〈重点施策〉

(1) 周産期・小児医療体制の整備

周産期の高度な医療を適切に提供するため、総合・地域周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

⁴⁴ 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

また、長期にわたり療養を必要とする子どもの健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の充実に努めます。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育の**に係る施設整備及び**運営を支援するとともに、市町村域を超えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

〈施策の方向〉

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が**望む**住宅を**選択**・確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充

実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット⁴⁵」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

4 安全・安心な子育て環境の整備

〈施策の方向〉

乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

〈重点施策〉

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

~~都市公園等の適正な維持管理、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境を整備するとともに、信号機の整備、通学路等への通過車両の進入や速度の抑制など、子どもたちが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、公共施設等のバリアフリー化の促進などに~~

⁴⁵ おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

~~取り組み、安心して外出できる環境整備を推進します。~~

①安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

②安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、~~子どもや子ども連れの親子育て家族での外出~~等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居について、犯罪防止に配慮した構造、設備等の普及~~促進に努めるを図る~~とともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

~~子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。~~

また、情報モラル教育を充実するとともに、スマートフォン等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング⁴⁶機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

(ア) ●良好な生活環境の確保に向けた取組の推進

子ども・若者を良好な生活環境の下で育むため、「~~岡山県青少年健全育成条例~~」に基づき、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、~~わいせつ行為やの禁止、深夜外出の制限~~など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行います。うとともに、~~保護者説明会や非行防止教室等の機会を通じて、フィルタリングの設定促進や、サイバーパトロール、SNSを利用した注意喚起など、子ども・若者を有害情報等から守る取組を推進します。~~

また、~~あいさつ運動や街頭補導、登下校時の見回り活動など、地域住民や関係機関・団体が一体となった県民総ぐるみの運動を展開し、子ども・若者の健全育成や非行防止を図ります。~~

(イ) ●薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物の乱用を防止するため、学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、~~具体的事例を紹介しながら、覚醒剤や大麻等の依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知を徹底することにより、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組みとともに、みまます。また、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深め~~

⁴⁶~~フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけた、時間制限機能の設定を行ったりすること。~~

~~るための~~研修等の充実を図ります。

(ウ) ●~~20歳未満の者の~~喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

~~20歳未満の者の喫煙防止のため、は、大人より身体への影響を受けやすく、喫煙開始年齢が早いほど呼吸器疾患や動脈硬化といった病気や喫煙の継続につながりやすくなります。このため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座や、たばこの害を分かりやすく伝えるリーフレット「たばこの話」による普及啓発に取り組むとともになど、喫煙防止対策を実施します。また、「岡山県受動喫煙防止条例」及び「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙を防止する環境整備やを進めるとともに、受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進します。することにより、子ども・若者の健康を守ります。~~

(エ) ●スマートフォン・インターネット対策の推進

~~子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害の防止を図るため、子どもたちを取り巻くスマートフォン・インターネット問題の解決に向けて、学校における情報モラル教育に加えだけでなく、外部講師の活用や警察と連携した非行防止教室などの充実を図るとともに、情報発信による他者や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。~~

~~さらに、家庭内におけるスマートフォン等の利用に関する使用時間等の適切なルールづくりに係る児童会・生徒会の主体的な活動の促進をはじめ、教職員の指導力の向上や、フィルタリング⁴⁷機能等の活用、ペアレンタルコントロール⁴⁸の設定について、関する保護者児童生徒による主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発強化など、スマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。~~

●インターネットの適切な利用の推進

~~子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害防止を図るため、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例⁴⁹」に基づき、~~

~~また、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例⁴⁷」条例の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。~~

~~また、保護者と子どもに対し、フィルタリングの設定の徹底を図るため「青少年へのフィルタリング奨励宣言店」制度の普及に努めるとともに、携帯電話事業者も~~

⁴⁷ フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけること。

⁴⁸ ペアレンタルコントロール：保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段とも、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

⁴⁹ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例：インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例

~~参画した官民一体の作業チーム「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング設定の働きかけ等の協力依頼、スマートフォンやインターネットの正しい使い方を啓発するリーフレットや動画等を作成するなど、インターネットの適切な利用に向けて取り組めます。~~

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメットの着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

●~~子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進~~

~~重大事件に発展する危険性が高いストーカーやDV等の事案については、被害者やその関係者の安全確保を最優先として、迅速かつ的確に対処するとともに、児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪については、取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの性犯罪被害等防止のために、サイバーパトロールを通じた注意喚起や、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。に対する被害防止等のための啓発活動を実施します。~~

~~さらに、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。~~

~~また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対して犯罪の発生実態や不審者情報の分析結果に基づく、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めます。子ども・若者の犯罪被害防止対策を推進します。~~

~~子どもが情報社会において適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけ、SNSに起因するあらゆる危険から自分を守るため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。~~

●~~被害防止等のための教育・啓発~~

~~犯罪や交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。また、生命の尊さを学び生命を大切にすることを教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。~~

~~さらに、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。~~

●~~安全・安心な環境を守るための活動や教育の推進~~

子どもたちの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検や見守り活動の推進、「子ども110番の家」へのセーフティコーン設置の支援、地域安全マップづくりを通じた、子どもの危険予測・危機回避能力の育成、防犯ボランティアに対する研修の実施、青色防犯パトロールを行う団体への広報活動用機器の貸出しなど、自主防犯活動の促進を図ります。

~~また、ボランティアや関係機関と連携しながら、参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメット着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を展開し、子どもたちを交通事故から守るための対策を推進します。~~

④被害に遭った子ども・若者への支援

~~犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。~~

~~国や市町村、民間支援団体等と連携して、「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等に対する理解を深めるためのパネル展示やフォーラム等を開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、国や市町村、民間支援団体、学校や警察等の関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組みます。~~

~~また、性犯罪・性暴力被害者については支援するため、休日夜間にも緊急対応が可能な「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、学校や警察等と連携し、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。~~

⑤子ども用製品の事故防止

子どもの周囲の大人たちに、事故事例、安全な製品の選択、使用上の注意等について情報提供や注意喚起を行うとともに、各種法令に基づく販売事業者への立入検査を実施するなど、海外製品も含めた玩具等の子ども用製品による事故防止を図ります。

⑥防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子ども~~たち~~の防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子ども~~たち~~が災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、~~平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時においても教育活動が継続できるよう、ICTの活用による学習指導の推進や心のケアの充実を図るとともに、学校再開に向けた取組や関係機関等との連携など非常時に必要な知識を教職員が身につけておくことにより、~~学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

項 目	現 状	目 標	担 当 課
おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数	151社 (R5) 43社 (R2)	475社 150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合 ⁵⁰	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
14日以上の男性の育児休業取得率 ⁵¹	39.2% (R6) 5.4% (H30)	50.4% 8%	人権・男女共同 参画青少年課
育児休業取得率	女性 85.7% 男性 5.4% (H30)	女性 90.0% 男性 10.0%	人権・男女共同 参画青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合	麻しん93.1% (R4) 96.0% (H30) 風しん93.1% (R4) 96.0% (H30)	95%以上	疾病感染症対 策課 健康推進課
ももたろう交通安全クラブの設置率	67.1% (R5) 68.1% (H30)	70.0%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	302校 (R6.9) 257校 (H30)	327校 300校	くらし安全安心課
スマートフォン等の利用に関して「家庭のルールがある」と回答した児童生徒の割合	小学生61.6% 中学生52.0% (R2)	小学生65.0% 中学生55.0%	人権教育・生 徒指導課

⁵⁰ ~~平日に19時までに帰宅する父親の割合：5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの~~

⁵¹ 14日以上男性の育児休業取得率：毎年実施する「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」により把握するもの

VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

〈施策の方向〉

こども基本法において、子ども・~~や若者が~~の多様な社会的活動に参加する機会や意見表明する機会の確保が掲げられたところであり、社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透するよう広く発信するとともに、~~家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、意見を言い合える機会や、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境づくり整備と気運の醸成に取り組みます。~~

また、子ども・若者の意見を受け止め、施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、子ども・若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しします。

~~また、~~貧困、虐待、いじめ、不登校などをはじめ、困難な状況に置かれた子ども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子どもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者についても、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取の方法等について、十分な配慮や工夫に努めます。~~~~

〈重点施策〉

(1) 環境づくりと気運の醸成

子ども・若者とともに社会をつくるとの認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会が作られるよう、こども基本法や子ども・若者の意見を表明する権利について、広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、施策に子ども・若者の意見を反映する取組を社会全体に発信することを通じて、意見を表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

(2) 子ども・若者の社会参画の促進

①より良い社会づくりに参画する人材の育成〔再掲〕

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

①主権者教育の推進

~~主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的・多角的に考察させる探究的な学習や、選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。~~

②ボランティア活動の推進

~~生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に貢献する精神を育むことは、人を思いやる心や社会づくりに参画する心を育てる上で大切であることから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア活動を推進します。~~

②③消費者教育の推進・金融リテラシーの向上 [再掲]

~~令和4（2022）年4月からの成年年齢の18歳以上への引き下げられたことに伴い、消費者の権利と責任を自覚し、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて社会の一員として行動する消費者の育成や、若年者の消費者被害の防止・救済が重要になることから、実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。ます。~~

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもたちの金融リテラシーの向上に取り組みます。

(3-2) 子ども・若者の意見の表明機会の充実と反映

~~子ども・若者に関わる施策に関するついて、審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者小学生・中学生・高校生段階の児童生徒を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会を作ります。また、施策への反映状況について、子ども・若者がアクセスしやすい方法でフィードバックします。~~

~~から意見を聴く機会を確保し、施策に反映する取組を推進します。~~

なお、貧困、虐待、いじめ、不登校を始め、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らす子どもなど、困難な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者については、安心して意見を表明できるよう、十分な配慮と工夫に努めます。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策